

やまぐちの ふくし



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
総務企画部 総務班

〒753-0072 山口市大手町9番6号

TEL:083-924-2777 FAX:083-924-2792

Email : ygshakyo@orange.ocn.ne.jp

URL : <http://www.yamaguchikensyakyo.jp>

令和2年5月1日発行

県社協ニュース“やまぐちのふくし”では、毎月1回発行し、制度や施策の動向など、随時情報提供していきます。



○「やまぐちのふくし」の表紙写真を募集しています。詳しくは、総務班までお問合せください○



トピックス

- 新型コロナウイルス感染症に対する緊急小口資金等の特例貸付のご案内・・・2、3
- 令和2年度の受審施設・事業所募集のご案内／
- 「認知症コールセンター」のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4、5
- 介護福祉士修学資金等貸与事業のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 助成のご案内／寄附・寄贈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7



山口県社協からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で 生活資金でお悩みの皆さまへ

山口県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けて、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は下記をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問合せ先へお願いします。

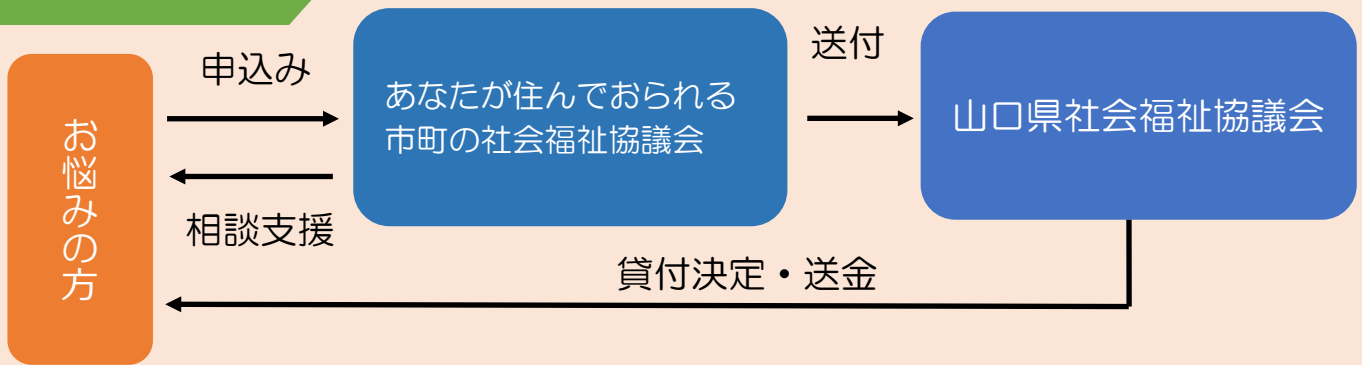
問合せ先

名称	住所	電話番号
下関市社会福祉協議会	下関市貴船町三丁目4番1号 下関市社会福祉センター内	083-232-2003
宇部市社会福祉協議会	宇部市琴芝町二丁目4番20号 宇部市総合福祉会館内	0836-33-3150
山口市社会福祉協議会	山口市上野小路89番地1 山口しあわせプラザ内	083-924-1395
萩市社会福祉協議会	萩市大字江向510番地 萩市総合福祉センター内	0838-22-2289
周南市社会福祉協議会	周南市速玉町3番17号 周南市徳山社会福祉センター内	0834-31-4742
防府市社会福祉協議会	防府市緑町一丁目9番2号 防府市文化福祉会館内	0835-22-3907
下松市社会福祉協議会	下松市西市二丁目10番16号 下松福祉センター内	0833-41-2242
岩国市社会福祉協議会	岩国市麻里布町7丁目1番2号 岩国市福祉会館内	0827-24-2571
山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市大字鴨庄92番地 地域生活支援センター	0836-38-8348
光市社会福祉協議会	光市光井二丁目2番1号 光市総合福祉センター あいぱーく光内	0833-74-3020
長門市社会福祉協議会	長門市東深川1308番地4 地域生活支援センターふらっとホーム	0837-23-1600
柳井市社会福祉協議会	柳井市南町三丁目9番2号 柳井市総合福祉センター内	0820-22-3800
美祢市社会福祉協議会	美祢市大嶺町東分320番地1 美祢地域福祉センター内	0837-52-5222
周防大島町社会福祉協議会	大島郡周防大島町大字小松144番地1	0820-74-2948
和木町社会福祉協議会	玖珂郡和木町和木二丁目15番22号	0827-52-8644
上関町社会福祉協議会	熊毛郡上関町大字長島4904番地	0820-62-0695
田布施町社会福祉協議会	熊毛郡田布施町大字下田布施3430番地1 中央公民館内	0820-53-1103
平生町社会福祉協議会	熊毛郡平生町大字平生村618番地の2	0820-56-8000
阿武町社会福祉協議会	阿武郡阿武町大字奈古3081番地の5	08388-2-2615





貸付手続きの流れ



主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したものの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

- あなたが住んでおられる市町の社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要 ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

- あなたが住んでおられる市町の社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。





令和2年度の受審施設・事業所募集のご案内

～福祉サービス第三者評価を受けてみませんか？～

福祉サービス第三者評価事業は、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。山口県社会福祉協議会は、山口県から認証を受けた県内で唯一の評価機関です。

【福祉サービス第三者評価事業の目的】

- 個々の事業者が社会福祉事業運営における具体的な問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけること。
- 評価を受けた結果が公表されることにより、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

【受審事業所からいただいた声】

- ◎ 問題点を改善するための効果的かつ具体的な目標設定が可能になりました！
- ◎ 職員の自覚と改善する意欲が生まれました！
- ◎ 信頼の獲得と質の向上が図られました！

【受審の流れ】

（1）契約締結

↓
評価料金は、高齢者及び障害児・者の施設・事業所、救護施設、婦人保護施設、保育所は1事業につき263,000円（税込）、社会的養護関係施設は308,000円（税込）です。

（2）自己評価の実施・事前書類の提出

↓
訪問調査の前に自己評価を実施し、事前提出書類を本会に提出します。

（3）訪問調査の実施（1日）

↓
評価調査者が施設・事業所を訪問し、1日かけて調査を行います。

（4）評価結果の報告、公表

↓
山口県及び本会のホームページ、WAMNET等で公表します。

評価の公表期間は、評価実施の翌年度から起算して3年間です。





社会福祉法人改革を含む論議の中で、「法人組織の体制強化」「法人運営の透明性の確保」が社会福祉法人の在り方として求められております。第三者評価の受審はそのような項目と密接に関連があります。

第三者評価事業は福祉サービスの質の向上を促すためのシステムのひとつです。社会福祉法人の関係者の皆さまへは、文書にてご案内しておりますのでご確認ください。

福祉サービス第三者評価を受けてみませんか？

◆問合せ先

総務企画部 福祉振興班

TEL 083-924-2799 FAX 083-924-2798

HP <http://yamaguchi-hyoka.jp/>



「認知症コールセンター」のご案内

認知症に関する相談は「認知症コールセンター」へ！

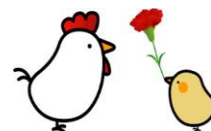
認知症に関する心配ごとや気になること、認知症の方の介護に関する悩みなどに対して、保健師や介護経験者等がご相談に応じます!!

たとえば、

- ◎家族や自分が認知症ではないかと気になる。
- ◎認知症に関する悩みをどこに相談してよいかわからない。
- ◎認知症の方の介護を経験した人と話がしたい。等

認知症コールセンター専用番号

TEL 083-924-2835



※相談時間※ 月・金の午前10時から午後4時まで（祝日はお休み）

◆問合せ先

生活支援部 生活支援班

TEL083-924-2845 FAX083-922-1295





介護福祉士修学資金等貸与事業のご案内

介護福祉士実務者研修受講資金貸付

介護福祉士実務者養成施設に在学している方で、卒業後、直近の介護福祉士国家試験を受験する方に貸付けます。

対象経費	実務者研修の授業料、実習費、教材費、国家試験の受験手数料ほか
貸付金額	20万円以内
募集人数	80名程度
返還免除	山口県内の介護施設等で介護業務に2年間従事した場合

介護人材再就職準備金貸付

一定の資格を持ち介護職員として1年以上の実務経験があり、離職後に再就職した介護職員に貸付けます。

対象経費	子どもの預け先を探す活動費や介護に係る講習会参加費ほか
貸付金額	20万円以内
募集人数	20名程度
返還免除	山口県内の介護施設等で介護業務に2年間従事した場合

詳しくはホームページをご覧ください <http://yamaguchi-fjc.jp/>

◆問合せ先

福祉人材部（山口県福祉人材センター）

TEL：083-922-6200 FAX：083-922-6652



助成のご案内

令和2年度「国際障害者年記念基金」助成金の募集について

本会では、山口県内における障害者（児）の福祉振興を図ることを目的に「国際障害者年記念基金」を設置しており、このたび、本基金を活用した助成事業を実施することとしておりますので、積極的な応募をお願いいたします。

対象となる事業内容

障害者（児）の福祉振興を図ることを目的とした事業に該当するものとします。

助成対象経費

事業実施にあたって必要な機器等の物品購入費や講演会等に必要な経費を対象とします。

助成金額は、事業総額の90%以内、かつ1団体あたり20万円を上限とします。

交付の決定

助成金交付申請書を受理したのち、その内容を審査会に諮り、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨を申請団体に通知します。

応募方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、必要な書類を添付し、本会へ郵送または直接持参の方法で申請してください。※様式はホームページ（<https://www.yamaguchikensyakyō.jp/>）に掲載しております。

応募受付期間 令和2年4月17日（金）～5月29日（金） ※郵送の場合は、必着

◆問合せ先

総務企画部 総務班

TEL083-924-2777 FAX083-924-2792

寄附・寄贈

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、抗菌剤を寄贈いただきました
令和2年 4月 27日（月）

山口県しろあり対策協会 様

抗菌剤 20 ケース



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、抗菌剤 20 ケース（1 ケース：1 本 500 ml×12 本）を室内、衣服、マスク等の消毒用として寄贈いただきました。



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償



プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定期間費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

① 施設職員の労災上乗せ補償

- オプション: 使用者賠償責任補償

③ 施設職員の感染症罹患事故補償

④ 雇用慣行賠償補償 NEW

② 施設職員の傷害事故補償



プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

保険期間1年

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈代理幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損保ジャパコ日本興亜は、関係当局の認可等を経て、2020年4月 日に商号を変更し、「損保ジャパコ」になります。

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)